

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 2026年3月27日

【会社名】 GLC GROUP株式会社
(旧社名 株式会社グッドライフカンパニー)

【英訳名】 GLC GROUP, INC.
(旧英訳名 GOOD LIFE COMPANY, INC.)
(注) 2025年11月21日開催の臨時株主総会の決議により、2026年1月1日付
で会社名及び英訳名を上記のとおり変更しております。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高村 隼人

【本店の所在の場所】 福岡市博多区博多駅前三丁目4番1号
(注) 2026年1月1日より福岡市博多区博多駅前二丁目17番8号から
上記に移転しております。

【電話番号】 092(471)4123(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 徳武 剛

【最寄りの連絡場所】 福岡市博多区博多駅前三丁目4番1号
(注) 2026年1月1日より本社移転に伴い、福岡市博多区博多駅前二丁目
17番8号から上記に移転しております。

【電話番号】 092(471)4123(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 徳武 剛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年3月26日開催の当社第18回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年3月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

1. 減少する資本金の額

資本金の額69,705,800円のうち、49,705,800円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額は20,000,000円とするものであります。なお、本議案の効力発生日までの期間に、当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使により増加する資本金の額と同額分をあわせて減少することにより、本議案の効力発生日における最終的な資本金の額を20,000,000円とすることとします。

2. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年5月1日(予定)

3. 資本金の額の減少方法

発行済株式の総数の変更は行わず、資本金のみを減少するものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

高村隼人、伊藤貴光、近松敬倫及び徳武剛を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

姫野幸一、石井麻衣子及び柳堀泰志を監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-------------------------------------|---------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 資本金の額の減少の件 | 134,775 | 10 | - | (注)1 | 可決 99.96 |
| 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件 | | | | | |
| 高村 隼人 | 134,777 | 8 | - | (注)2 | 可決 99.97 |
| 伊藤 貴光 | 134,773 | 12 | - | | 可決 99.96 |
| 近松 敬倫 | 134,773 | 12 | - | | 可決 99.96 |
| 徳武 剛 | 134,777 | 8 | - | | 可決 99.97 |
| 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 | | | | | |
| 姫野 幸一 | 134,775 | 10 | - | (注)2 | 可決 99.96 |
| 石井 麻衣子 | 134,775 | 10 | - | | 可決 99.96 |
| 柳堀 泰志 | 134,779 | 6 | - | | 可決 99.97 |

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上